

Q999. 職種限定の合意とはどういうものですか？

「職種限定の合意」とは、労働契約において、使用者と労働者との間で、労働者を一定の職種に限定して配置する旨の合意をいいます。

労働契約において職種限定の合意がある場合、職種を変更することは労働条件の変更に当たるため、当該労働者を他職種へ配転するためには、当該労働者の合意を得る必要があります（労働契約法8条）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成